

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	所在地	登録番号
有限会社 豊印刷	ひたちなか市西大島1丁目20番8号	870055

2 指名停止措置期間

令和5年8月5日 ～ 令和5年9月4日 (1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲 市が発注する物品調達等

4 事実概要

(有)豊印刷は、市発注の「コミュニティバス運行ルート図・時刻表」印刷について、令和5年7月19日に契約締結をしたが、契約締結直後に別の類似する契約案件と錯誤したことにより、本案件について履行が困難である旨の話があった。そのため、契約相手方から令和5年7月20日に契約解除の申し出があり、令和5年7月21日に契約解除を行った。

5 指名停止理由

「ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表に掲げる(契約違反)第2項に該当するため。

〈ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱〉

措置要件	期間
第2条別表 2 契約違反 市が発注する物品調達等の契約の履行に関し、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1月以上12月以内

問い合わせ先

ひたちなか市総務部契約検査課
 ひたちなか市東石川2丁目10番1号
 電話 029-273-0111